

地域包括支援センターの今後のあり方について② （「ブランチ」の設置案について）

1 第 2 回協議会（5 / 1 9）における方向性の提案

次期、第 9 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年度～8 年度）における地域包括支援センター（以下「包括」という。）の機能・体制の充実に向けた検討の方向性については、包括の「ブランチ」を市内に 1 か所設置する可能性について、今後、調査・研究を進めていく提案を、中間の報告として行いました。

（1）ブランチとは

包括が行う、総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、包括と協力、連携のもとに実施する機関であり、具体的には、高齢者やその家族からの介護、保健、医療、福祉の相談を受け付けて集約した上で包括につなぐ窓口です。

（2）期待される効果

- ・包括の業務が計画的、効率的に行われることが期待されます。
- ・より専門性が必要とされる業務への対応や、「地域づくり」に充てる時間の創出につながることを期待されます。

（3）現状の問題点（第 2 回協議会の振り返り）

① 「新たに抽出された課題」から

新規包括職員は、必要な知識の習得、経験を積み重ねるための時間が必要です。

② 「3 圏域の地域的特徴を踏まえた考察」から

西部圏域には、建築年が古い大規模な集合住宅が複数あり、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が多いと推定され、在宅要支援者が増加しています。

以上から、「東部・中部・西部の 3 包括の機能・体制の平準化を維持すること」が引き続き求められることとなります。

(4) 取り組むべき課題

3 包括の機能・体制の平準化の維持。さらには、機能・体制の充実に向けて取り組むべき課題として、

① 包括職員について

包括業務の質の確保、利用者からの満足度の維持には、運営法人の適正な業務遂行、包括職員のスキル向上が求められます。また、新規に配属となった包括職員に対しての指導、助言は、過去の事例と同様に、包括との連携、支援を行う介護福祉課の職員に求められており、その対応策の検討が必要です。

② 設置場所について

今回提案した「ブランチ」については、第9期計画の令和6年度以降の当面の間は、西部圏域(主に滝山団地や久留米西団地の集合住宅)のバックアップを考えていますが、将来的には、本則通りに市内全域の「ブランチ」の役割を担うことを予定しています。

また、「ブランチ」は、前頁の役割の説明のとおり、総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、包括と協力、連携のもとに実施する機関であり、包括の総合相談の利用形態のうち9割以上が、電話や包括職員の訪問による相談です。

設置場所については、これらを踏まえることが必要です。

(5) その他

次期、第9期計画(令和6年度から8年度)の策定年度は令和5年度です。

令和5年秋以降に作成を予定する「第9期計画の素案」段階を当面の到達点として、引き続き、「ブランチ」設置の可能性を高めるための調査・研究を行い、課題の整理を進めるとともに、適宜、介護保険運営協議会の場で報告していきます。